		6	0	7		※処理事項	発 1 通信日	信 年 月 付印	整理番号	事務	所 贤	管	理番	号	申告	区分
	受付印 令和 4	F 月	H			項			法	人 番	- 号		申	告年月	日	+
											П		年	月		H
	Security								殿		Ш					
	所在地								事業種目							
	本府が支店等 の場合は本店	(100.00							売押土用ナの次ま 人		兆	116	百万	T		TF.
	(赤白地と併記) (ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金 又 は 出 資 金 0		(#	H	1)
	法 人 名										1			Ш.	Ш	1
		[(1 7							前期末現在の資本金の額で	段び質額						
	(ふりがな) 代表者	(ふりがな) 経理責任者												+	H	+
	氏 名	氏 名							前期末現在資本金等の	額						
	令和 年 月 日から令和	年 月 日	日言	まで(のほ	事業年	∓度分	道 の事	原県民税 新税の予定申告書 別法人事業税	*	П			\top	П	T
		 業		—— 税				特別	別法人事業税		県	民	税			_
	前事業年度の事業税額(4		19	兆	H	億	百万 -	f F	THE THE		兆	. Ittl	前	Ŧ		円
			1.0						前事業年度の法人税割額	[1						
	所得割額 $(@\times \frac{6}{\text{前事業年度}})$	の月数)	20						(18の金額)						
	付加価値割額 $\left(rac{43}{3} \times \frac{6}{\text{前事業年度}} \right)$	の日数)	21)						予定申告税額	Į						
	資本割額(④× 6 前事業年度		22						- (①× <u>6</u> 前事業年度の月数)						
										+	-			-		÷
	収 入 割 額(⑮× <u>6</u> 前事業年度	の月数)	23						この申告が修正申告である場合! 既に納付の確定した当期分の法,							
	別前事業年度の特別法人事業利法	党額 (51)	24)						税割額						(0 0
	特別法人事業年度の特別法人事業利 特別法人事業税額 (②× 前事業年	() () () () () () () () () () () () () (25						この申告により納付	t T						T
	予定申告税額 (20+21+2		26						■ すべき法人税割額 ②-②							
	この申告が修正申告である場合は既に納付										╀			+	\vdash	_
	当期分の事業税額及び特別法人		27					0 (→ オルマルナル) → 1 □2	(5)						月
	この申告により納付すべき事業税額 及び特別法人事業税額	26 – 27	28						守	*	- Tak	<u> </u>	百万	1 17	Ц	;田
	前事業年度の事業税額・	特別法人事	業税						割 \mathbf{a} \mathbf{a} \mathbf{a}	6	1					
	摘 要 課 税 標	更 淮 ^积	率、	H/X /		·····································	額			2						
事	所 所 得 全 額 総 額 ② 兆 間 面	1 月 円	00)		•				この申告により納付					\prod		Τ
業	得 所 得 金 額 30			兆	+	億	皕 -	f F	すべき道府県民税額 ④+@	.						
	付加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加								前事業年月		人利	上記 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の明約	H		÷
税)	加価値額総額 ③ 付加価値額 ②			兆	+	億	百万 -	f F	(特別控除取戻税額等)		兆	. Htt	百万	Ŧ	T	F.
	資 資本全等の額総額 (33)			ii					課税標準となる法人税	顧 8						Ť
	本割資本金等の額③			兆	+	億	皕 =	f F	法人税割额	(9)				\top	T	Ť
	収収入金額総額 35								道府県民税の特別寄附金税額控除額	Ē 10				\top		T
	割収入金額36			兆	1	të.	百万 =	F F	門 税額控除超過額相当額(加算額					\top		T
		+ 34 + 36	37)						外国関係会社等に係る控除対 所得税額等相当額の控除					\top		Ť
	事業税の特定寄附金税額	控 除 額	38						外国の法人税等の額の控除額					\top	П	T
	仮装経理に基づく事業税額	の控除額	39						仮装経理に基づく法が税割額の控除額	(10)						t
	租税条約の実施に係る事業税額		40						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	2 10				+	Ħ	Ť
) - 39 - 40	41)						納付すべき法人税割額 ⑨-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-仰-⑪	Į (c)				+		Ť
	① 所得到 ② 兆 憶 筋 千	門 付加価値割	43						16のうち特別控除取戻税額等	第 ①				+		$^{+}$
	内 資本割 ⊕	収入割	45						に係る法人税割名 差引法人税割る 6 - ① - ①	Į (18)				+		t
	摘要課税機	更 淮 ^{/ 科}	三率、		<u> </u>	<u>」</u> 兑	額		法第15条の4の徴収猶 を受けようとする税	<u> </u>	+			\pm	Ħ	Ť
特別	所得割に係る@兆 地 面	1 1 円	00)	兆			前	f F	この申告の其		+			++	<u> </u>	÷
法	収入割に係る。	0 0							前事業年度の		-		•	•		_
別法人事業税	特別法人事業税額 ♥ ; ; ; ; ; ;	(46 + 47)	48			+			通算親法人	の			•	•		_
未 税)	仮装経理に基づく特別法人事業税		49						事業年度のり備考	明 間			•	•	_	_
	租税条約の実施に係る特別法人事業税		50						関与税理士		—				_	_
		- 49 - 50	51)						署名	(電話	舌)
	=					1 1	<u> </u>	111		, - ын						

				※ 欠 理 寻 項	発 上 通信	信 年 月日付印	整理番号	事務	新 景	管	理番	号	申告区分
	□ 受付印 → 市 中	月	Н	項	1		法		<u> </u>			告年月	
	741 +	Л	П								年	月	
							殿						
	所 在 地						事業種目	-	- ا				
	本府が支店等しの根人以上生						ず 未 性 日		T alk!	十億	百万		
	の場合は本店 所在地と併記	(電話)	前期末現在の資本金の	の額	(1 184	1 1	')
	(ふりがな)						又は出資金の	額					
	法人名						前期末現在の資本金の額	及び					
	(ふりがな)	(ふりがな)					資本準備金の額の合	算額					
	代表者氏 名	経理責任者					前期末現在資本金等の	の					
	Д 4	氏 名						額	Li				
	令和 年 月 日から令和 年	月月	日まで	での 事	業年度分	道 の事	府県民税 業 税の予定申告書 法人事業税	*					
						特別	П						
	事業		税	兆! 十億	百万	4! III	道府	ļ	県	民	税		
	前事業年度の事業税額(④の	金額)	19	7G 118	BU				90	1 18.	HJJ.	'	
	6	\		1 1			前事業年度の法人税割額	1					
	所 得 割 額(@× <u>6</u> 前事業年度の)	月数)	20				(18の金額)						
	付加価値割額(④× 6 前事業年度の))	21)				予定申告税額						
	_	月数ノ		1.1	1 1		(①× <u>6</u> 前事業年度の月数)						
	資本割額(④× <u>6</u> 前事業年度の)	日 独)	22				前事業年度の月数	1					
	6	\		1 1	1 1		ンの由生が終了由生べより担人は						
	収入割額(49× 前事業年度の)	月数ノ	23	1 1			この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人	(3)					
	特 型 前事業年度の特別法人事業税?	額 (51)	24				税割額					į	0.0
	(大)		_		1 1				++				0_(
	業 特別法人事業税額 (②× 前事業年度))	25				この申告により納付						
	予定申告税額 (20+21+22+		26				すべき法人税割額	(4)					
			20		1 1 1		2-3					لہا	
	この申告が修正申告である場合は既に納付の 当期分の事業税額及び特別法人事		27			. 0.0	算定期間中において						
	この申告により納付すべき事業税額			1 1	1 1 1	100	等事務所等を有していた月数	(5)		/			月
	及び特別法人事業税額	26 - 27	28				宝山		兆	十億	百万	Ŧ	
	前事業年度の事業税額・特	別法人事業	 養税額	の明細			$\mathbf{H} \times \frac{5}{12}$	6					
_	摘 要 課 税 標	準 (税 (元	\ \	税	額	į							
事	所 所 得 金 額 総 額 ② 兆 横 莇	千円	70				この申告により納付	7					
業	割 所 得 金 額 30			兆 十億	百万	千円	すべき道府県民税額 4+6						
	付加 付加価値額総額 ③						前事業年度	<u>ー</u> の注	 :人税	割額(ユーニ の明新	 H	
税)	価値 付加価値額32			兆 十億	百万	千 円	(特別控除取戻税額等)		兆	十億	百万		1
	資 資本金等の額総額 (33)		\nearrow				課税標準となる法人税額	8					11/
	本割資本金等の額3			兆 十億	百万	千円	法人税割額	9					
	収収入金額総額③						道府県民税の特定寄附金税額控除額	10					
	和 人 金 額 第			兆 十億	百万	千円	税額控除超過額相当額の						
	合計事業税額 30+32+	34 + 36	37	1 1			加算額 外国関係会社等に係る控除対象	12					
		空除額	38	1 1	1 1		所得税額等相当額の控除額外国の法人税等の額の控除額	13					
	仮装経理に基づく事業税額の		39	1 1			仮装経理に基づく法人	(14)					
	租税条約の実施に係る事業税額の		40	1 1	1 1 1		税割額の控除額租税条約の実施に係る	15	++				
	納付すべき事業税額		41	1 1			法人税割額の控除額納付すべき法人税割額	(16)					
	④ 所得割 ⑫ ^兆 ^怈 丽 千 円	付加価値割	43	1 1	1 1 1		9-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮ ⑯のうち特別控除取戻税額等	17	-				
	内内积省和创		45	1 1			に係る法人税割額差引法人税割額	(18)					
	演 本 前 世 , ! ,	収入割 準 (型		<u></u> 税	額	<u> </u>	16 - ① - ⑰ 法第15条の4の徴収猶予 を受けようとする税額	_	++				
特別	所得割に係るなれば筋	手 (10	00)	兆十億		1 円			┯		<u></u>		
別法	特別法人事業税額 (**) リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ	0.0	+	111			この申告の期		_	•		•	
人事	特別法人事業税額 (40)	[[0,0]	10				前事業年度の期通り無法人	前の	 	•		· ·	
人事業税)		46 + 47)	48				事業年度の期	間	<u></u>			<u>·</u>	
$\overline{}$	仮装経理に基づく特別法人事業税額の		49	1	1 1 1		備考						
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額 納付すべき特別法人事業税額 -	_	50				関与税理士 署 名	(雷言	ı.				`
	[取り1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(44) - (50)	LCDIII			1	H-H (H)	(語 =	,±-,)

■法人府民税(均等割)の税率表

	均等割額(年額)				
法人等の区分	平成 13 年4月1日 以後に開始する事業年度				
資本金等の額が1千万円以下である法人など(注)	20,000円				
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000 円				
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000 円				
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	1,080,000 円				
資本金等の額が 50 億円を超える法人	1,600,000円				

(注)

- ① 公共法人・公益法人等(地方税法第25条第1項の規定により均等割を課すことができない法人を除きます。)
- ② 人格のない社団等(地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限ります。)
- ③ 一般社団法人・一般財団法人
- ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)を含みます。
- ・ 1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。 なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。
- ※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日(ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

■法人府民税(法人税割)の税率表

	-11.1		税率 (%)									
税率区分				令和に開		= 1 ਰ					平成26年10月1日から令和元年9月30日 までの間に開始する事業年度	
-				10 1/10	70		U	,	/\ I	<i>'</i> ~	いての間に防治プロチストス	
超	過	税	率				2				4.2	
不均 の税		说適用 標準税					1				3.2	

- (注 1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。なお、保険業法に規 定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。
- (注2) 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額) (申告書第6号様式又は第6号様式(その2)の「⑤欄」に記載すべき額)によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式(2,000万円×事業年度の月数÷12月)により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■法人事業税の税率表

					税率(%) 事業年度開始の日					
			所得等の区分		R7.4.1∼	R2.4.1~				
						K7.4.1∼	R4.4.1~ R7.3.31	R4.3.31		
				年400万円以下の所得	超過	3.75				
	①-1 普通法人(注1)、		適軽	中400万円以下の所付	標準	3.5				
. . .		所	用減	年400万円を超え	超過	5.665				
①海第		得		年800万円以下の所得	標準	5.3				
所 2	公益法人等、	割	人率	年800万円を超える所得	超過	7.48				
① 所得金額課税法(法第72条の2第1項第1号	人格のない社団等			-000/31 3 ENE/C 0///10	標準	7				
金丝			軽減	税率不適用法人	超過	7.48				
額第二十			+エバルコルー・「 ルタバ ルノへ		標準	7				
課 項 粉 第			適軽	年400万円以下の所得	超過	3.75				
法型		所	用減	++0001138 WILLIA	標準	3.5				
人口	①-2	得	法税	年400万円を超える所得	超過	5.23				
$\overline{}$	特別法人(注1.2)	割	八平	7-100731 3 E IE 7 E 8/1/114	標準	4.9				
			軽減:	税率不適用法人	超過	5.23				
			+± //%	九千十起用加入	標準	4.9				
				年400万円以下の所得	超過	—(:	注3)	0.495		
		所得割		44007113X107/1H	標準	—()	注3)	0.4(注4)		
				年400万円を超え	超過	—(:	注3)	0.835		
	標準課税適用法人 1号イ)			年800万円以下の所得	標準	-(:	注3)	0.7(注4)		
				年800万円を超える所得	超過	—(:	注3)	1.18		
				+000/1115/E/C91/114	標準	—(·	注3)	1(注4)		
(同項第1			軽減:	税率不適用法人	超過	1.18	1.18			
			FEMANUTE T NUMBER		標準	1	1(注4)			
		付加価値割				1.26	1.26			
		13.04	шш	•	標準	1.2	_			
		資 2	本 割		超過	0.525	0.525			
			т. ы.		標準	0.5	_			
	③ 電気供給業(④及び⑤を除 く)、導管ガス供給業、保険業				超過	1.065				
又は貿 (同項第2	易保険業を行う法人 号)	40 /	入割		標準	1				
② 小書					超過	0.8025				
等及び	④ 小売電気事業等、発電事業 等及び特定卸供給事業を行				標準	0.75				
	(⑤以外の法人)	교는 성	导 割		超過	1.9425				
(同項第3	(同項第3号口)		寸 刮		標準	1.85				
			入割		超過標準	0.8025	0.8025			
⑤ 小売電気事業等、発電事業		収入割				0.75	0.75(注4) 0.3885			
	特定卸供給事業を行				超過	0.3885				
う外形 (同項第3	標準課税適用法人			-	標準超過	0.37	-			
	3.,	資	資 本 割			0.1575	0.1575			
					標準	0.15	_	[;·····		
	12- 114 AM - 1- 2 · · ·	収	入割		超過標準	0.519		本表の③を参照		
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人			<u> </u>	標準超過	0.48(注4)				
(ICI OK MIT					超過	0.8085		_		
	9 /	本 割	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	起地	0.330					

- (注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条24の7第7項に 規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法 人をいいます。
- (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
 - ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分: 6.095% (標準税率 5.7%)
 - ・平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日

までの間に開始する事業年度分:5.895% (標準税率 5.5%)

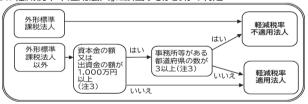
- (注3) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不 適用法人です。
- (注4) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額 又は基準法人収入割額の計算に用います。

適用判定表

1,超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



2.「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- (注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日 (中間申 告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日) 現在の額で判定します。
- (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額)(申告書第6号様式の「③欄」若しくは「③欄」に記載すべき額又は第6号様式(その2)の「③欄」、「③欄」若しくは「⑤欄」に記載すべき額(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)」によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式「5,000万円(又は4億円)×事業年度の月数・12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- (注3) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、 事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)の現況により判定します。

■特別法人事業税の税率表

	法人の種類	税率(%) 事業年度開始の日				
課税標準	(事業税の税率表の区分)	R4.4.1~	R2.4.1~ R4.3.31			
	①-1 所得金額課税法人(普通法人等)	37				
基準法人所得割額	①-2 所得金額課税法人(特別法人)	34.5				
	② 外形標準課税適用法人	260				
	③ 電気供給業(④・⑤を除く)等を行う法人	30				
基準法人収入割額	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40				
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5	本表の③を参照			

税額=基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率

- ※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。
- ※令和元年9月30日以前に開始する事業年度は、地方法人特別税が適用されます。 地方法人特別税の税率については、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ: 府税あらかると「税率一覧」



